

第 15 号議案

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

愛南町特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 22 年愛
南町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校薬剤師の項の次に次のように加える。

学校運営協議会委員	年額	12,000 円	交通費実費
-----------	----	----------	-------

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 7 日提出

愛南町長 中村 維伯

提案理由

学校運営協議会委員報酬及び費用弁償を定めるため。

愛南町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現 行				改 正 案			
本則 略				本則 略			
別表第1(第2条、第3条関係)				別表第1(第2条、第3条関係)			
職名	区分	報酬の額	費用弁償の額	職名	区分	報酬の額	費用弁償の額
(中略)				(中略)			
学校薬剤師	略	略		学校薬剤師	略	略	
<u>(新設)</u>				<u>学校運営協議会委員</u>	<u>年額</u>	<u>12,000</u>	<u>交通費実費</u>
(以下表略)				(以下表略)			
以下 略				以下 略			